

【資料 8】

**河津町長からの意見等に対する事業者の見解**  
**一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No	項目	河津町長からの意見等	都市決定権者の見解
1	はじめに	<p>伊豆縦貫自動車道は、観光客のアクセスや、人口移動、流通、渋滞緩和等、伊豆地域全体の活性化が見込まれる。また、救急車両や地震や台風などの災害時における緊急輸送路としても期待されている。</p> <p>一方、対象地域は河津町特産品であるワサビの栽培や自生している植物とそこに生息している動物がいるほか、人の手が入っていない自然環境が多く残っている。</p> <p>そこで下記項目のとおり、動植物への影響並びに湧水及び河川等への影響を配慮していただくとともに、騒音、振動、大気環境及び日照を含め住民や農作物に影響する環境保全にも配慮していただき、状況に応じた住民への周知や説明に努め、理解を求めている。</p>	/
2	騒音、振動、大気環境 1 (1)	建設機械の稼働及び工事資材の運搬車両による騒音、振動に対して環境保全対策を図ること。	建設機械の稼働及び工事用車両の運行については、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、大気質（粉じん）、騒音、振動の予測結果は、全ての地点において「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国総研資料第 714 号・土木研究所資料第 4254 号）（以下、「技術手法」）に基づく基準又は目標とした参考値との整合が図られていることから、環境保全措置は検討しないこととしています。
3	騒音、振動、大気環境 1 (2)	工事や運搬車両による粉じんに対し、大気環境保全を図ること。	建設機械の稼働及び工事用車両の運行については、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、大気質（粉じん）、騒音、振動の予測結果は、全ての地点において「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国総研資料第 714 号・土木研究所資料第 4254 号）（以下、「技術手法」）に基づく基準又は目標とした参考値との整合が図られていることから、環境保全措置は検討しないこととしています。
4	水量・水質環境 2 (1)	工事で発生する濁水や水量は、周りの環境に影響しないよう配慮すること。	工事で発生する濁水等については、関係法令に基づき、濁水処理やpH調整を行い、適切に排水します。
5	水量・水質環境 2 (2)	濁水や水質、水量変化により、水道水の水源に影響がないよう配慮すること。影響がある場合は補償も考慮すること。	事業実施段階において、各戸の水利用状況を把握するとともに、事業の実施による水源への影響の把握に努めます。
6	水量・水質環境 2 (3)	水道施設等に影響するため、事前に調査、打合せをし補償を含め断水等への影響の低減を図ること。	河津町の一部の集水域については、トンネル湧水の影響が及ぶ可能性を予測しましたが、環境保全措置を実施することにより影響を低減できると評価しています。

**河津町長からの意見等に対する事業者の見解**  
**一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No	項目	河津町長からの意見等	都市決定権者の見解
7	水量・水質 環境 2（4）	対象地域は「世界農業遺産」ワサビの栽培地であるため、水量や水質の変化による影響が出ないよう配慮し、排出基準の適用でなく、現状の水質や水量が保てるよう、必要に応じた調査を実施すること。影響がある場合は補償も考慮すること。	わさび田を含む水量及び水質への影響については、環境保全措置を実施することとしており、影響を低減できると評価しています。 なお、事業実施段階において、住民等への丁寧な説明を実施します。
8	水量・水質 環境 2（5）	（準備書P5-7-42）河川や沢の水量への影響は16%減少と大きな数値が予測されているが、表流水のほか湧水への影響調査を実施し、対象地域の環境保全に支障がないか確認すること。	工事施工ヤードの設置及び道路（地下式）の存在による河川への影響について、大鍋集水域において、トンネル掘削時のトンネル内湧水に伴い、河川や沢に流れる湧水期の水量が16%減少すると予測していますが、環境保全措置を実施することにより、影響は低減できると評価しています。 なお、トンネル湧水の水量や水質、周辺河川の流量については事後調査を行います。
9	水量・水質 環境 2（6）	湧水を生活水として使っている町民もいる。農業、林業以外にも人体に影響が出ないよう配慮すること。	事業実施段階において、各戸の水利用状況を把握するとともに、事業の実施による水源への影響の把握に努めます。
10	動・植物の 生態系 3	動物や植物に対する生態系への影響が出ないよう配慮すること。	影響があると予測される一部の注目すべき種については、準備書に記載した環境保全措置を実施し、影響の低減を図ります。
11	日照 4（1）	道路や橋梁で日陰となる付近への日照時間に配慮すること。	道路の存在に係る日照への影響があると予測される一部の住居等については、準備書に記載した環境保全措置を実施し、環境への影響に配慮します。 また、事業実施段階において、必要に応じて住民等への説明を行います。
12	日照 4（2）	橋梁付近に民家及び農作物への影響が懸念される箇所については、建設資材を変えるなど影響がないよう配慮すること。	道路の存在に係る日照への影響があると予測される一部の住居等については、準備書に記載した環境保全措置を実施し、環境への影響に配慮します。 農作物については、住居等に含まれないため、環境影響評価における日照阻害の検討対象としていません。
13	景観 5	天城山系の遊歩道は、ハイキングコースとなっている箇所があるため、眺望、景観への影響が低減されるよう配慮すること。	天城山系の遊歩道については、遊歩道から対象道路が視認されないため、眺望や景観への影響はないと評価しています。